

資料4 (生徒の意見)

※ファイル共有ソフトを制作した人に問題はないだろうか？

※問題ないと回答した理由

- ・使う人がマナーを守れば済むことだと思う。作った人が悪いということになれば、他のソフトにも影響して、ソフトを作る人がいなくなってしまう。
- ・このソフトを使って著作権者が配布を認めていないデータをやり取りしたことが問題であって、作った人は「他人とのデータを共有する機会」を与えただけなので問題ない。
- ・このソフトは著作権の侵害にも用い得るという価値中立のソフトであり、基準もはっきりしないため問題ない。
- ・利用者が違反しているだけで、しかも利用者の中には違法せずに利用している人もいる。まともな目的でソフトを開発している人たちのことを考えると問題ない。
- ・このソフトは法的に適法でも違法でもない中立的ソフトで、作者のホームページを見ても、違法行為をしないように注意しているので、著作権侵害行為の幫助にはあたらないと考える。
- ・作成者は新しいビジネスモデルとして生み出したものであり、著作権を侵害する目的ではない。なので、作成者に悪気はなく、利用者に問題があると思うから。
- ・このソフトは“道具”であってそれを作った人に罪はないと思います。包丁を使った殺人事件でも殺人者が逮捕されるのはわかりますが、それに使った“道具”を作った人は罪になるのでしょうか？

※問題ありと回答した理由

- ・ファイル共有ソフトを開発したことにより、違法な利用方法で使われるようになったのは明らか。作成者も作成した際も作成後もそのような悪質な利用方法が増加することはわかっていたはず。悪用したものへの十分な対処を行わなかったこと、このサイトを通じて犯罪が増加することを予測できなかったことが問題である。
- ・作成者がどんな目的で作ったにしろ、ファイルコピー用ソフトであり、そのファイルの多くは映画や音楽などの他人の著作物である。違法行為を助けるようなソフトであるので、このようなソフトを作るのは問題である。
- ・問題だと思う。作成者はそのソフトを作る時点で悪用されないよう何らかの対策を取るべきであったと思う。それを怠ったことにより発生してしまった事件には、当然作成者にも責任があると思う。
- ・著作権を侵害し、また、ゲームソフトや映画といった経済的に損害の出るものを共有することで余計に経済活動を鈍らせる。このような問題を許すと、新たにヒートアップした共有サイトを作ることを助長することになる。
- ・ファイル交換は、本来商品を購入しなければいけないものを無料で行う行為なので、企業側にしてみれば大きな損害だと思います。
- ・ファイル共有ソフトを使えば著作権のあるものがネット上に流出することは予測できたはず。そのうえで著作権保護の機能をデフォルトで搭載しなかったのには大いに問題があると思う。
- ・作成者がいかに日本の開発のために行ったとしても、著作権法に違反するような使い方に悪用されたり、されるであろうことが予想できたにも関わらずソフトを配布したから。